

山梨県公報

号外第四十一号

令和三年

十月二十六日

火曜日

目次

選挙管理委員会

- 山梨県選挙管理委員会告示第二十六号の布告公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第二十七号の布告公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第二十八号の布告公告……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十六号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。
令和三年十月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和三年十月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一三、七六三

山梨県選挙管理委員会告示第二十七号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。
令和三年十月二十六日

山梨県選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える四十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和三年十月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一八一、三五八

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。
令和三年十月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える四十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和三年十月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一四、三四九
中巨摩郡	五、四〇四
南都留郡	一二、九六〇
甲府市	五一、七八三
富士吉田市	一三、五五九
都留市・西桂町	九、六〇五
山梨市	九、六九二
大月市	六、八〇六
斐崎市	八、一二三
南アルプス市	一九、七〇七
北杜市	一三、四四六
甲斐市	二〇、七八八
笛吹市	一九、二一一
上野原市・北都留郡	六、九五三
甲州市	八、八〇八
中央市	八、一九三